

目的

適切に管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観等の面において、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼし、市民の安全・安心の確保並びに、その生活環境の保全及び景観の改善等を図るため、不良空家等の速やかな解体を促進することを目的とする。

補助対象空家

【一定の要件※あり】

市内に存する個人が所有する住宅のうち、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であり、市長が別に定める方法により指定したもの

補助対象者

ア・イのいずれかで、かつ、①～③の全てを満たす者

- ア補助対象空き家の所有者
- イ所有者の法定相続人

- ①暴力団員等でない者
- ②過去にこの補助金の交付を受けていない者
- ③市税等を滞納していない者

補助額 【予算の範囲内】

補助対象工事に要する経費の2分の1の額(1,000円未満切捨)又は上限額のいずれか低い額。

- ・ 市内業者が施工した場合の上限額は60万円
- ・ 市外業者 〃 上限額は30万円

補助対象工事

補助対象者が発注する補助対象空き家の解体費に係るもので、建設業法に係る許可又は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた施工業者が請け負う工事

【対象外となる工事:補助対象空き家の一部のみの解体、交付決定前に着手した工事、舗装等の解体工事、家財処分費、立木の伐採及び伐根に係る処分費】

※ 一定の要件 【住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であることが大前提】

- ・ 周辺などに悪影響を及ぼすおそれのある危険な空家
- ・ 床面積の過半以上が人の居住に供するもの
- ・ 所有権以外の権利が登記されていないもの
- ・ 空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等でないもの など

補助期間

・令和3年4月1日～令和8年3月31日 【5年間】